◎定期報告書の提出（則第24条第５項及び第６項）

１．報告書の種類

|  |  |
| --- | --- |
|  　 　 報　告　書　の　種　類 |  提出部数 |
| イ　期末倉庫使用状況報告書（則第８号様式）ロ　受寄物入出庫高及び保管残高報告書（則第９号様式） |  各１通 |

　　※　報告書は、当該報告に係る営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出。

２．報告書の提出期限

イ及びロの報告書は、当該期の経過後３０日以内に提出すること。

 　・　第１四半期（４・５・６月分） 　　→　　７月末までに提出

 ・　第２四半期（７・８・９月分） 　　→　１０月末までに提出

　　・　第３四半期（１０・１１・１２月分）→ 　１月末までに提出

 ・　第４四半期（１・２・３月分）　　　→ 　４月末までに提出

３．報告書の提出方法

以下の方法によりご提出ください。

①　ＦＡＸ

②　郵送

③　持参

④　電子報告システム

アクセス方法：国土交通省HP＞政策情報・分野別一覧（「物流」を選択）

＞基本情報（「主な所管法令」を選択）＞倉庫業法＞倉庫統計の電子報告について

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html

４．報告書の記載要領

 【期末倉庫使用状況報告書（則第８号様式）】

 ① 営業所ごとに、かつ、倉庫の所在する都道府県別に作成すること。

（倉庫が２県以上に所在し、１営業所がこれらを管轄している場合は、当該営業所は

倉庫の所在する県別に別々の報告書を作成すること。）

 ② 延べ面積及び有効容積についての数量は、小数点以下を四捨五入すること。

 ③　「所管面積（容積）」の欄には、倉庫業に係る倉庫のみについて記載し、その他の

自己所有の倉庫（自家用倉庫、他の倉庫業者、製造業者等への貸庫等）についてはこの欄には記載しないこと。

 なお、他の倉庫業者、製造業者等への貸庫については、「備考」の欄に「貸庫・倉庫業者○○㎡（㎥）非倉庫業者○○㎡（㎥）」の例により記載すること。

 ④ 「使用状況」の欄に記載する在貨面積（容積）は、冷蔵倉庫以外の倉庫については、受寄物（倉庫寄託貨物すなわち倉庫保管料の適用のある貨物）の占有する面積（容積）のみとし、当該貨物の保管のために必要とされている通路、踊り場、荷ずり木等の占有する面積（容積）は在貨面積（容積）に含めないこと。

 ⑤ 冷蔵倉庫の「受寄物在貨容積」の上欄には、容積建保管契約容積と容積建保管契約に係る寄託貨物以外の寄託貨物の占有する容積の合計容積を記載すること。

 ⑥ 容積建保管契約に係る寄託貨物以外の寄託貨物（冷蔵倉庫保管料のうち、一般保管料の対象貨物）の占有する容積の算定については、上記④と同様の方式によること。容積建保管契約容積は、当該契約に係る貨物の有無にかかわらず容積建保管として契約している容積を記載すること。

 なお、この容積は「受寄物在貨容積」の下欄に、上欄の数字の内数として記載すること。

 ⑦ 所管面積(容積)に異動があった場合には、その理由を「備考」の欄に記載すること。

 【受寄物入出庫高及び保管残高報告書（則第９号様式）】

 ① 営業所ごとに、かつ、倉庫の所在する都道府県別に一～三類倉庫、野積倉庫、貯蔵槽倉庫、危険品倉庫、水面倉庫及び冷蔵倉庫に分けて作成すること。

（同種類の倉庫が２県以上に所在し、１営業所がこれらを管轄している場合には、当該営業所は各都道府県別に別々の報告書を作成すること。）

 ② 冷蔵倉庫については、「金額」の欄及び容積建保管契約に係る貨物の入出庫高、残高を記載する必要はない。

 なお、その他の倉庫にあっては、「金額」欄は第一四半期末の記載のみでよい。

 ③ 本報告書には、受寄物（倉庫寄託貨物すなわち倉庫保管料の適用のある貨物）についてのみ計上すること。（自家貨物、上屋扱貨物は計上しないこと。）

 ④ 品目の欄には、下記のとおり番号順に番号とともに記載すること。

 （１）一～三類倉庫、野積倉庫、貯蔵槽倉庫及び危険品倉庫

 　４０品目（別紙品目表のとおり）

　 （２）水面倉庫

　　　 　１国産針葉樹　２国産広葉樹　３北洋材　４アラスカ材　５米材角　６米材丸太　７米材板子　８南洋材　９台湾材　10ニュージーランド材　１１その他（北洋材には沿海州材、カラフト材等を含み、南洋材はラワン材等を含む。）

　 （３）冷蔵倉庫

 　 １０品目（別紙品目表のとおり）

　⑤ 数量及び金額は小数点以下を四捨五入すること。

　⑥ 一～三類倉庫、野積倉庫、貯蔵槽倉庫及び危険品倉庫並びに冷蔵倉庫に係る数量の単位は、「ｔ」とし、普通倉庫にあっては1,000kg又は1.133ｍ３をもって１ｔとし、冷蔵倉庫にあっては1,000kg又は2.5ｍ３をもって１ｔとする。

 ⑦ 受寄物を他の倉庫業者へ再寄託した場合には、当該受寄物については計上しない。

（再寄託を受けた者がその提出する報告書に当該受寄物について計上することとなる）

 ⑧ 受寄物の入出庫又は保管残高が皆無の場合においても作成すること。

 ⑨ 自家貨物として入庫したものが名義変更により受寄物となった場合及び上屋扱い貨物として入庫したものが庫内で一定期間後受寄物に変更された場合は、それぞれ受寄物となった時点を受寄物の入庫として取り扱うこと。

**品目分類表**  　　一～三類倉庫、野積倉庫、貯蔵槽倉庫、危険品倉庫品目分類表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 備　　　考 |
|  　 ９ 10111213141516171819202122232425262728293031323334353637383940 | 米麦雑　　　穀豆畜　産　品　水　産　品油 脂 用 作 物葉　た　ば　こその他の農産品 　天　然　 ゴ　ム木　　　　材非 金 属 鉱 物鉄　　　 鋼非　鉄　金　属金　属　製　品電 気 機 械その他の機械板ガラス・同製品その他の窯業品石油製品化学薬品化学肥料染・顔・塗料合成樹脂その他の化学工業品化 学 繊 維 糸そ の 他 の 糸化学繊維織物その他の織物缶詰・びん詰砂　 糖飲　　 料その他の食 料 工 業 品織物製品その他の日用品ゴム製品その他の製 造 工 業 品動植物性飼・肥料雑　　　品 | 米類麦類…大麦、小麦、えん麦、らい 麦、精麦とうもろこし（メイズ）、もろこし（マイロ）、あわ、ひえ、きび、そば大豆、豆類動物性粗繊維…繭、羊毛、鳥の羽毛等原皮…牛皮、羊皮等　　いずれも仕 　　 　 上げをして原毛皮…兎、羊、 　　 をしていな　　　　らっこ等　 　 もの  　　　の毛皮等 その他の畜産品…蜂蜜、 薬用　　　　　　　　動物原料等魚介類…塩蔵のもの、くん製のも　　　 の、にぼし、削り節等その他の水産品…藻類、貝殻、　　　海綿、真珠、べっこう等菜種、ごま、棉実、椿実、亜麻仁葉たばこ繊維用作物…棉花、コットン、大　　麻、あし等　砂糖原料作物…さとうきび、てん　　菜等嗜好料作物（除く葉たばこ) …茶　　、コーヒー豆等製紙原料作物…こうぞ、みつまた　　等 薬用作物…はっか、除虫菊、薬　　用人参等香辛料作物…とうがらし、こしょう　　等野菜類、果物類、いも類わら工品…なわ、むしろ等その他の農産加工品…麦わら、　　もろこしがら、麻くさ等その他の農産品…飼・肥料用種子、野菜種子、球根、切花等天然ゴム原木…製材用原木、パルプ用原 木、坑木、その他の原木製材…板、挽角、鉄道枕木、みがき丸太その他の林産品（除く天然ゴム）…樹皮、葉、竹、コルク板、苗木、　天然樹脂、生うるし、盆栽、薪　炭等砂利、砂石材…基礎石材、加工石材、砥　　　石、石製品、石灰石、りん　　　鉱石　　原塩…岩塩、天日塩、にがり原油…天然揮発油、天然アスフ　　　ァルト、石油等その他の非金属鉱物…硫黄、石　　こう、白土　　　耐火・保温用材、陶磁器用材、肥料用材、研磨材、工芸用材（ダイヤモンド、めのうの原石等）、湯の花、火山灰、天然ガス等鉄、鋼（粗鋼）鋼材…棒鋼、形鋼、鋼板、鋼管、　　　線材等地金、合金、伸銅品、電線ケーブル建設用金属製品…液体貯蔵槽、ガス貯蔵槽、鉄塔、鉄構物（金属製建設用完成部品）等　　　　　建築用金属製品…金属製家屋建築用材線材製品…釘、有刺鉄線、ワイヤーロープ、針等刃物…バリカン、はさみ、ナイフ、かみそり等道具…のみ、きり、スコップ、くわ等工具…大工道具、ドリル、スパナ、金切弓鋸刃等その他の金属製品…ばね、呼鈴、錠、ちょうつがい、鋳物等回転電気機械…発電機、電動機等配電及び制御装置…整流器、変圧器、配電制御装置の部分品等照明器具…屋内用、屋外用乗物用照明器具（電球、電池）等民生用電気機器…電気アイロン、レンジ、電気洗濯機、電気冷蔵庫、ルームクーラー、扇風機等通信及び関連装置…電話機、ラジオ受信機、レーダ、録音機、レコードプレーヤー、アンテナ、テレビジョン、テレビジョン放送装置等電子応用装置…Ｘ線装置、電子計算機、電子顕微鏡等電子管、半導体素子…送信用、受信用真空管、トランジスタ等　　その他の電気機械…自動車、航空機、船舶等の内燃機関用電気機器等産業機械…ボイラー機関、タービ　　ン、金属加工機械、運搬、昇　　降及び貨物取扱装置、化学　　機械、冷凍機、空気調節装　　置、繊維機械、ミシン、鉱山　　機械、土木建設機械、農業　　機械、その他の産業用機械　　及び機械部分品輸送機械…鉄道車両、自動車、　　自動車及びその他の車両、　　船舶航空機及びこれらの部　　分品その他の機械…計量、測定及び　　測量機械、時計光学機械、　　医療用機械器具及び装置、　　事務用機械、商業及びサー　　ビス業用装置、保安及び衛　　生装置、警報及び信号装置　　、料理用・暖房用装置その　　他の機械（兵器）板ガラス…普通板ガラス、安全ガ　　ラス、金属線又は金属網入　　板ガラス等ガラス製品…ガラスの塊、ガラス　　レンズ、ガラス製台所用品及　　び食卓用品等セメント　　　　　　　　セメント製品…コンクリート製品、　 セメントモルタル製品、その他 のセメント製品　　れんが、石灰その他の窯業品…陶磁器、石綿　　セメント製品、炭素製品、耐　　火材、タイル、土管、瓦等揮発油、重油その他の石油…燃料油、潤滑油　　等その他の石油製品…パラフィン、　　石油ガス製品、液化プロパ　　ン等硫酸ソーダ…苛性ソーダ、ソーダ灰等塩酸、硝酸、アンモニア、カーバイド、塩素無機工業薬品…亜鉛化合物、アルミニウム化合物、硫黄化合物、ソーダー化合物タール製品有機工業薬品…しょう脳、天然染料、ナフタリン系化合物、酢酸、クエン酸、メチルアルコール、グリセリン、エーテル等　圧縮ガス…高圧ガス、天然ガス製品等その他の化学薬品…試薬、サッカリン、冷凍剤等窒素質肥料…硫酸アンモニウム、尿素等りん酸質肥料…トーマスりん肥、過りん酸石灰等加里質肥料…塩化カリ、硫酸カリ等その他の化学肥料…化成肥料、配合肥料等合成染料…直接染料、酸性染料、油溶染料等顔料…カーボンブラック、群青、黄鉛等塗料…調合ペイント、ラッカー、エナメル、シンナー等石炭酸フェノール、尿素樹脂、メラミン樹脂、ポリビニール、アルコール、ポリビニールエステル、ポリ塩化ビニール、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリアミド樹脂、セルローズ系可塑物プラスチック合成ゴム、合成生ゴム、生ゴム動物性油脂…豚油、牛油、魚油、鯨油、肝油等植物性油脂…亜麻仁油、ごま油、なたね油、オリーブ油、パーム油等加工油脂…吹込油、ボイル油、ろうそく、ウインター油等化粧品…香水、クリーム、紅、歯みがき、ポマード等医薬品…ビタミン、ワクチン、ペニシリン等石けん・洗剤…石けん、クリーニング剤、ワックス等写真感光材料…フイルム、印画紙等火薬類…火薬、爆薬等農薬、殺虫剤…水銀剤、パラチオン剤、くん蒸剤、除草剤、除虫菊粉等その他の化学工業品…印刷インキ、線香、ゼラチン等溶解パルプ（人絹パルプ）、製紙パルプ洋紙…新聞用紙、印刷用紙、筆記用紙、包装用紙等和紙…こうぞ紙、障子紙、ちり紙等その他の紙…段ボール紙、ふすま紙、セロハン紙、板紙等スフ糸…ビスコース、アセテート合成繊維糸…ビニロン、ナイロン、塩化ビニリデン、アクリル、ニトリル、ビニール　合成繊維長繊維糸…ビスコース人絹糸、ベンベルグ人絹糸、アセテート人絹糸等人絹糸綿糸、麻糸、毛糸、生糸、絹撚糸人絹織物、スフ織物合成繊維織物…ビニロン、ナイロン、塩化ビニリデン等綿織物、毛織物、絹織物、麻織物、屑繊維織物等動・植物性製造食品のうち缶詰・びん詰、つぼ詰類等砂糖…甘しょ糖、てん菜糖、粗糖、精製糖、角砂糖ビール、清酒、ジュース、清涼飲料水、味りん等　　ハム、ベーコン、ソーセージ、バター、チーズ、粉乳練乳、小麦粉、澱粉、うどん、人造米、強化米、ジャム、つけもの、コーヒー、製茶（番茶、緑茶）、みそ、しよう油、マヨネーズ、香辛料（カレー粉、とうがらし粉、こしょう粉等）　　たばこ、食卓用塩、化学調 味料、寒天、こうじ衣服類…下着、外衣、和服、洋服、たび、くつ下等家庭用品…じゅうたん、畳、カーテン、毛布、手拭、座布とん等身廻品…かばん、ハンカチ、エプロン、ベルト、かさ等　身辺細貨…バッヂ、首飾、コンパクト、ネクタイピン、ライター等はきもの…くつ、下駄、ぞうり、スリッパ等　文房具…鉛筆、万年筆、便箋、ノート、アルバム、定規、そろばん等玩具…木製、ゴム製、金属製、布製等運動娯楽用品…木製・金属製等のスポーツ用品、娯楽用品等楽器…ピアノ、オルガン、ハーモ　　ニカ等家具…たんす、キャビネット、机、　　寝台等　　装飾用品…工芸品、ホームアク　　セサリー等　　衛生暖房用具…浴槽、浄化槽、　　洗面器、ストーブ、ほうき等台所及び食卓用品…ガス台、調　　理用品、バケツ、食器等その他の日用品…歯ブラシ、ボタ　　ン、ファスナー、くし等再生ゴムの塊・棒・板・管、ゴムタイヤチューブ　工業用ゴム製品…ゴムホース、　　ゴムベルト、ゴム管等その他のゴム製品…エボナイト　　製品、ゴムマット、ゴムテー　　プ、氷枕、氷のう、フォームラ　　バー等皮製品…牛革、底革、ベルト革、パッキング等木製品…ベニヤ、合板、積層材、パーティクルボード、ファイバーボード、天井板、マッチ軸木、コルク製品、輸送用以外の箱戸、障子、新建材等紙製品…紡績紙筒、コンクリート紙筒、防湿筒ファイバーケース、テックス等　　　　農器具…畜産用・養鶏用等器具等草類製品…篭、すだれ、畳表、ござ等　　　　その他の製造工業品…造花、マネキン人形、救命器具、医療用品（ガーゼ、脱脂綿等）等　　　　　　動物性飼・肥料…血粉、魚粉、骨　　粉、生さなぎ、貝殻粉飼料等植物性飼・肥料…ぬか、はい芽、　　酒かす、大豆かす等植物性飼料…でん粉かす、ビート　　パルプ、抗生物質飼料、牧　　草、まぐさ等その他の製造飼・肥料…配合、　　混合飼料、たい肥、海草灰　　等石炭…石炭、亜炭金属鉱…鉄鉱・その他の鉄属鉱、非鉄鉱石炭製品…コークス、豆炭、煉炭、その他の石炭製品くずもの…鉄くず、非鉄金属くず、くず紙、その他のくずもの廃　棄　物輸送用容器…金属製輸送用容器、ガラス製・紙製・繊維製・木竹製容器、コンテナー、その他の容器取り合せ品…引越荷物、鉄道便荷物、貨物自動車便路線貨物、内航船舶小口混載貨物分類不能のもの |  　　　　　　　　　　　ぬかは「動植物性飼・肥料」に分類強化米、人造米及び小麦粉は、「その他の食料工業品」に分類１．豆科野菜の成熟したもの２．枝豆、さやえんどう、さやいん　げん等未成熟（例さやつき）のも　のは「その他の農産品」に分類３．大豆かすは「動植物性飼・肥料　」に分類　　　　　　　　　　　　　　　１．仕上げをしてある皮、毛皮の衣　服、皮で仕上げた身廻品、はき　もの、装備品等は「その他の日　用品」に、牛革、ベルト革等その　他の皮製品は「その他の製造工　業品」に分類２．ハム、ベーコン、ソーセージで　鳥獣肉製のものは「その他の食　料工業品」に分類３．バター、チーズ、粉乳等の酪農　製品は「その他の食料工業品」　に分類　　　　　　　　　　　　　　缶詰、びん詰は、「缶詰・びん詰」に分類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１．製茶、精製したコーヒー、ココア　等は「その他の食料工業品」に　分類　　　２．たわら、かますは「雑品」に分　 類　　　　　　　　３．畳表、すだれ等の草類製品は「その他の製造工業品」に分類　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　１．原木とは山から伐採し、樹木の　枝をはらったいわゆる丸太及び　ちょうなではらったままの粗材を　いう２．防腐木材を含む　　　３．ベニヤ、合板は「その他の製造　工業品」に分類　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　１．石灰は「その他の窯業品」に分　類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２．食塩、食卓用塩は「その他の食　料工業品」に分類３．軽油、揮発油等は「石油製品」　に分類　　　　４．天然ガス製品は「化学薬品」に　分類　　　　　　　　　　　　　　　　　鉄鋼には鉄、鋼および鉄合金の粗製品を含む 　　　　　　　　　　　　電線ケーブルは被覆されたものを含む １．ドラム缶等金属製容器は「雑品」に分類　　　　 　　　　　　　　　　　２．針金は「鉄鋼」に分類　　　　　　　　　　　　　　３．金属製の台所用品、食卓用品　は「その他の日用品」に分類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４．金属製玩具は「その他の日用品」に分類  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　１．機械部分品…例えばエンジン、ゴムタイヤ、電気部品は機械の本体と離れて保管される場合は、それぞれ「その他の機械」、「ゴム製品」「電気機械」に分類　　２．農業用道具は「その他の製造　工業品」に分類　　３．くわ、スコップ等は「金属製品」　に分類　　　　 ４．電子計算機は「電気機械」に分　類　　　　　　 　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　外装用、輸送用ガラス製容器は「雑品」に分類　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　１．外装用、輸送用の陶磁器製容　器は「雑品」に分類 ２．陶磁器浴槽、便器、洗面器は「　　　　　　　　その他の日用品」に分類原油は「非金属鉱物」に分類　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 　　　　　　　　　プロパンガス、ブタンガスは「石油製品」に分類　　 　　　　　　　　　　動植物性肥料は「動植物性飼・肥料」に、鉱物性天然肥料は「非金属鉱物」に分類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１．合成樹脂製の家具、食器、玩具等は「その他の日用品」に分類２．ゴム製品は「ゴム製品」に分類　　　　　　　　  　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ノート、アルバム、便箋は「その他の日用品」に分類 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１．これらの糸の紡織半製品を含む　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　これらの糸の紡織半製品を含む　これらの繊維二次製品（レース地、カーテン地等）を含む これらの繊維二次製品を含をむ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　動・植物性製造食品（缶詰、びん詰、砂糖を除く。）　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　葉たばこは「葉たばこ」に分類衣服類は「織物製品」に分類　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１．ガラス製の食卓用品は「板ガラス・同製品」に分類２．陶磁器製の台所用品及び食卓用品は「その他の窯業品」に分類　　　　　　　　　　　　　　１.合成生ゴム、合成ゴムは「合成樹脂」に分類　　２．天然ゴムは「天然ゴム」に分類３．ゴム靴は「その他の日用品」に分類　　　　　　 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１．木製の家具、玩具は「その他の　日用品」に分類　 　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２．農業用機械は「その他の機械」　に分類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　１．メイズ、マイロ等の雑穀は「雑穀」に分類　　　　　　　　２．鉱物性天然肥料は「非金属鉱物」に分類　　　　３．化学肥料は「化学肥料」に分類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１．工業用建築用の粘土陶土等は　「非金属鉱物」に分類２．外装に用いる荷造用のものの　みを、この分類に含む。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 |

　　冷蔵倉庫品目分類表

|  |  |
| --- | --- |
|  | 内　　容　　例 |
|  １ ２ ３ ４ ５ ６ ７ ８ ９10 | 生 鮮 水 産 物冷 凍 水 産 物塩 干 水 産 物水 産 加 工 品畜　　産　 物畜 産 加 工 品農　 産　 物農 産 加 工 品冷 凍 食 品そ　　の 他 | 魚類、貝類（むき身を含む。）、その他の水産動物（いか、たこ、えび、かに、うに、なまこ、かめ、鯨等）で生鮮のもの、海草類、魚汁等で生鮮のもの１の冷凍したもの（魚のすり身、魚のフィレを含む。）で９の冷凍食品以外のもの　　　　　　　　　　　　　　１の塩蔵、素ぼし、塩ぼし、煮ぼし、みりんぼししたもの、蒸したもの、くん製のもの、魚卵、かずの子、たら子、すじ子、貝柱、するめ、ふかのひれ、節類（削節を含む。）等魚肉練製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、煮だこ、すだこ、粕漬、いか調味品、なまり等　　　　　　　　　　鳥獣肉、鳥卵（液卵を含む。）の生鮮又は冷凍のもので９の冷凍食品以外のもの５を乾燥・塩蔵・くん製等加工したもの（ハム、ベーコン、羊腸等）、ミゾレ、シャーベット、アイスキャンデー等の冷菓類、牛乳等及びこれらの加工品（バター、チーズ、アイスクリーム、粉乳、練乳等）　　　　　野菜、果物、穀類、いも類の生鮮又は冷凍のもの（原材料用果汁を含む。）で９の冷凍食品以外のもの７を乾燥・塩蔵・調理加工したもの（茶製品、つけ物、切干し、ジャム、果汁、調味料、パン、ケーキ、チョコレート、酒粕等）　　　　　　　農・畜・水産物に前処理（調理、加熱（プランチングを含む。）、小分け、切断等）を施したうえ急速凍結し、凍結状態で保持した包装食品で、冷凍食品としての表示（厚生労働省及び日本冷凍食品協会の表示）のあるもの（ただし、輸入品等で表示のないものであつても冷凍食品とみられるものは、この分類品目として扱う。）薬品、バッテリー、蚕種、種子、原皮等の非食料品及び氷（自家貯氷を除く。）等　　　　　　　　　　　　　　 |